

○珠洲市復興計画策定委員会設置要綱

令和6年3月27日

告示第20号

(設置)

第1条 珠洲市復興計画（以下「計画」という。）を策定するとともに、評価及び検証を行うため、珠洲市復興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 計画の策定について調査検討を行い、必要あるときは、市長に意見を具申すること。
- (2) 計画に基づく各種施策の評価、検証、課題等に対する助言及び提言を行うこと。
- (3) 市長の諮問事項について協議すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者につき、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内各地区の代表者
- (3) 市内の各種団体に属する者
- (4) その他市長が適当と認めた者

2 委員の任期は、復興計画を策定するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長それぞれ1名を置く。

- 2 委員長は、市長が指名するものとし、副委員長は委員長の指名により決定するものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初に開催される会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求めることができる。

(有識者会議)

第6条 委員会が計画を策定するにあたり、その優れた識見から助言及び提言をするため、有識者会議を置くことができる。

2 有識者会議は、市長が委嘱する委員をもって構成する。

3 有識者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、令和6年能登半島地震復旧・復興本部事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。